

違反是正

自覚と覚悟

岩見沢地区消防事務組合消防本部（以下「当組合」という。）は、北海道の中央部に位置し、構成市町村は1市1町（岩見沢市、月形町）、職員定数148名、管内人口約79,000人、防火対象物約3,800件が存在する道内空知地区の中核を担う消防本部である。

査察業務体制は、特定用途防火対象物のうち、延べ面積2,000㎡以上のもを消防本部予防課予防係（毎日勤務3名）が担当、それ以外の対象物は消防署、支署、出張所及び分遣所（管理職を除く隔日勤務111名）が担当している。通年で全対象物の立入検査の執行を計画し、立入検査執行率目標を100%に設定し、昨年度の執行率は

98.8%であった。

当組合では、違反公表制度が開始される平成30年4月1日の前年度時点で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置違反（以下「重大違反」という。）が、特定用途防火対象物は23件、非特定用途防火対象物は30件存在していた。

そしてこれらの違反の中には、調査した年に発生した違反以外に、長期間は正に至らず、膠着状態の違反が含まれていることは、想定することができた。複数の重大違反が存する防火対象物もあったが、単純に計算すると、当組合管内の防火対象物における重大違反の割合は、70件に1件であった。

吏員命令(違反処理)遂行で 実感していること

招かれざるも、我々に託された、市民のために必要な任務

岩見沢地区消防事務組合消防本部 予防課予防係長 石澤淳一



当組合の違反是正は、当時、消防本部予防課に所属していた職員3名が、この現状を自覚し、今まで誰も正面から向き合ってこなかった違反処理に着手したことから、組織として最初の一歩を踏み出すこととなった。

特別査察隊の結成と職員研修派遣

違反是正強化への一歩を踏み出してから、試行錯誤しながら地道に違反処理に着手し、未是正の重大違反に対し警告、命令に移行していった。

そして、これらの取組により着実に違反件数が減少し、同時に、定期的な立入検査時においても、「見る立入検査」から、「見つける立入検査」に職員の意識が変化し、新たな重大違反も覚知することができるようになった。

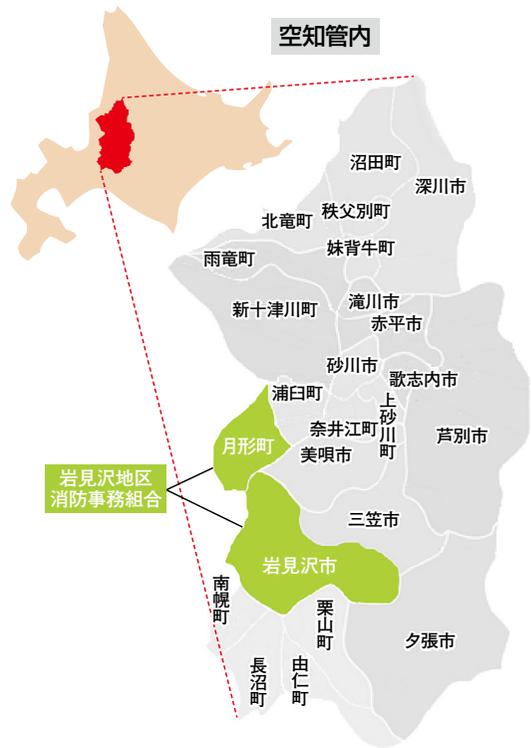
令和元年、違反対象物の更なる違反是正強化のため、「特別査察隊」(以下「査察隊」という。)を結成した。査察隊は、署から違反処理業務を希望する職員及び消防長の推薦により選抜された職員で構成され、職員に対しては、違反処理の流れやスキル、違反調査の着眼点、更に、消防法第5条の3第1項に基づく吏員命令(以下「吏員命令」という。)等について学科のみならず実技も含めた研修を行うなど違反是正の教育体制を構築した。

査察隊の発足により迅速かつ的確な違反処理業務の遂行が可能となり、課単位から組織全体で違反処理に取り組む体制が整備された。

同時に、1名の職員が札幌市消防局予防部査察規制課査察係(以下「札幌市消防局」という。)へ2年間研修生として派遣され、精明強幹な職員や組織体制に触れ、様々な違反処理や違反是正事案等を知り、実体験での知識及び技術の吸収ができた。また、当該経験が当組合における違反是正に活かすチャンスになったとともに、札幌市消防局とのかけがえのない繋がりを持つことができた。

なぜ、吏員命令の発令に至らないのか？

当組合では、「重大違反に対する違反是正」と



「防火対象物の予防指導」のバランスを取りながら的確に予防業務を遂行するため、令和3年度より「査察方針」・「査察計画」を作成し、具体的な実施目標と査察の執行状況の管理等を行い査察業務体制の進行管理の徹底を図ることとした。

同時に更なる違反是正推進のため、当組合における今までの吏員命令について検討することとした。なぜなら、当組合では過去に一度も吏員命令を発令していなかったからである。発令すべき事案がなかったとは言えないが、結果的に命令事案がないのは、当組合に足りない何かがあるのではないかと感じたからである。

過去に吏員命令に関する規定は制定され、職員研修も実施しているが、結果的に事例はない。「できない」ではなく、「しづらい」環境にあるのではないかと考えた。

迷わず!「聞いて、学んで、考える」

北海道内で率先垂範し、吏員命令を発令しているのは、全国違反是正アドバイザーである札幌市消防局である。札幌市消防局は、立入検査現場において、吏員命令の要件に該当し、行政指導では即時是正できない場合には、吏員命令を迅速かつ適正に発令することにより、目の前にある火災危険及び人命危険を排除し、「事前に人命を救い助ける」ことが消防の任務であることを深く認識し、消防業務に臨んでいる。当組合から札幌市消防局に研修派遣された職員は、道内最大の繁華街であるすすきの地区の「繁華街夜間特別査察」に同行し、飲食店ビルに対する吏員命令の発令現場を経験してきた。派遣された職員は、すすきの地区では想像していたよりも避難施設が適切に維持管理されている対象物が多く、吏員命令と再発防止対策指導を継続して地道に続けてきた結果の表れだと確信したという。

当組合では、この派遣を契機に札幌市消防局に気軽に何でも相談するようになった。

そして、札幌市消防局から学び、札幌市消防局と当組合を比較検討し、考え、当組合に足りないものが何かを見つけた。

吏員命令の資器材や研修内容に違いはなかったが、明らかに違ったものは、命令書と受領書であった。当組合で規程化している様式は命令書及び受領書が別様式で、消防長又は消防署長の権限に基づく命令と同様の様式であったが、札幌市消防局は複写式で命令内容の記載欄にはチェック方式や項目記入方式を併用し、複写式の2枚目部分に受領書が含まれている様式であった。

考察した結果、消防長又は消防署長が権限者である警告や命令の場合、名宛人や違反の構成要件や命令・罰則規定の有無について違反調査した結果を職場に持ち帰り、根拠条文、理由等を記載した違反調査報告書を作成し、準備をして決裁を受けて交付に至る。吏員命令の場合は、即時に対応する必要があるにもかかわらず同様な規程となっていたことから実際に事務処理をする際に時間を要し即時の発令が困難と

なっていた。

また、吏員命令後は、是正が完了した旨を消防長へ報告しなければならないことから、吏員命令の経験がない場合、「できれば、命令を発令しないで改善してほしい」という結語になるのではないかという結論に至った。

早速、「実用的な命令書と受領書」を目指し、時間と費用をかけずに、次のような運用を開始することとした。

【具体的な運用】

- (1)規程に基づく様式はそのままで、運用面で工夫した。
- (2)交付用の命令書(白紙)と消防控用(色紙)を針なしステープラーで止め、使用する時はカーボン紙を挟んで使用する。
- (3)命令書にチェック方式を取り入れ、職員が誰でも迷わず記載でき、命令書を見ながら関係者説明に活用するとともに、違反調査報告書と是正結果報告書をまとめ、命令後の当組合内の説明用資料としても使用できるような様式を追加した。
- (4)受領書の様式にサイズ規定がないことから、複写式の下段に入れ込むことで統合した。
- (5)公示用の標識はラミネート加工したものに、マーカーで記載できるようにし、誤字脱字があっても書き直しができるようにした。
- (6)貼付用に太めのマスキングテープ(色あり)を使用し、手で切ることができ、どこにでも貼付でき、安全に剥がせるような素材を選択した。

はじめての吏員命令【事例1】

令和3年8月31日、防火対象物点検特例認定(新規)検査を実施した際、当該防火対象物のバックヤード内の水圧開錠付きシャッター前面において、高さ2m、幅53mにわたり商品が存置されている事実を確認した。当該状況について改善を指導したが、2か月かかると返答を受け、特例認定については検査段階で不適合とした。その後も定期的には正状況について連絡したが、2か月が経過した後も改善の連絡がなかった。

早速、消防長に現状報告し、本件違反に対す



立入検査

る措置について報告したところ、「改善に至っていないければ、命令について丁寧に説明し、直ちに発令すること。なお、改善された時は、再発防止について指導の徹底を図ること」と指示が下った。

即時に、当該防火対象物に対して立入検査を実施する旨を連絡し、前回のような状況が確認された場合は命令する旨を伝えた。

次の日、即時に命令ができるように資器材を準備し、折衝時の想定問答を考えながら、職員2名で現場へ向かうと2か月以上進展がなかった物件が、ほぼは正されていた。

残りの物件の除去について指導したところ、後日実施するという報告を受けたため、現況を消防活動上支障があるものと判断し、当組合として、はじめて吏員命令を発令した。

すると、店長は即時に従業員を呼び撤去を開始し、是正完了に至ったのである。

なお、再度、当該物件が火災予防上及び消防活動上危険であることを伝え、再発防止の徹底を指導した。

帰署後、消防長からは、「本来は、特例認定の

検査時に発令すべきだった。この事案をこれからの違反処理に活かしていくように」と指導を受けた。

これは、余談だが、令和4年度に入り、本件建物の防火管理者が変更になり、新任者が来署したことから現状について確認すると、「本命令事案については、前任より、引継ぎを受け、再発防止に努めており、商品は一切置いておりません」との返答があり、違反処理がしっかりとその後の防火管理体制確保に繋がっていることを実感した瞬間だった。

反省点もたくさんあったが、組織として、吏員命令を発令し是正完了したことで、必然的に吏員命令を発令する体制が整った。

その後、歳末特別警戒時に繁華街地区の防火安全確保(以下「夜間特別査察」という。)の計画を決意した。

起点

当組合としてはじめての夜間特別査察は、令和3年12月17日10時16分頃に大阪市北区で発生した階段一系統対象物の火災を踏まえ、キー



岩見沢地区消防事務組合消防本部庁舎

ワードを「特定用途の複数テナントビル、特定一階段、避難困難、放火、死者多数」とし、重点的に査察を行うべき対象及び内容を検討した上で「歳末特別警戒期間中における繁華街夜間特別査察」の実施を決定した。

消防長が陣頭指揮し繁華街夜間特別査察を実施

令和3年12月22日、消防長からは「我々消防職員は、関係者からすると招かれざる客。暴言、理不尽な態度、立入検査拒否を受ける場合などは想定内であると認識して活動するように」と指示がなされた。

厳寒の中、消防長指揮のもと、2列縦隊で繁華街地区まで行き、4隊12名で特定一階段等防火対象物を含む飲食店や複合用途ビルを対象として、無通告による避難施設に対する夜間一斉立入検査を以下のとおり実施した。

【実施内容】

(1)事前にミーティングを実施して、実施内容や関係者対応要領等について共有するとともに、吏員命令に関する教養を実施、質疑応答も十分に行い事前準備をした。

(2)立入検査については建物共用部における避難通路、避難階段の管理等について確認し、査察員が命令発令要件に該当すると認めた場合は、即時その場で吏員命令を発令する。

(3)火気を取り扱う店舗については、火を使用する設備及び器具の状況並びに使用場所を確認し、命令要件に該当すると査察員が認めたときは、当該火災発生危険が改善されるまでの間、これらの機器又は場所の使用の制限について吏員命令を発令する。

なお、リーフレットを作成して関係者説明に活用することとした。

吏員命令を発令し全件是正完了

夜間特別査察時の吏員命令は次のとおりであり、事案①については二日後に是正され、事案②にあつては、即時是正されたものである。

【事例2】

立入検査を実施した際に、一つしかない階段の共用部に大量の物件が存置している事案が同建物内に2件確認された。

(1) 事案①

ア 違反状況

1階共用部(階段室)に、大量の物件が存置されていることを確認した。

イ 是正結果

1階は、2店舗が営業中であったが、上階からの階段下(共用部)に、灯油のポリタンク(3号物件)2個と大量の段ボール(4号物件)が積み重ねてあり2階から避難できない状況となっていた。

1階テナントAの店長に声をかけ物件について聞いたところ、テナントAの物件であるとの供述を受ける。違反調査を実施した後、「当該物件は火災予防上危険があること、また、上階から避難できず避難及び消火活動上も危険である」旨を説明したところ、「次の日まで待ってほしい」との要請を受けたが、命令書と標識をその場で作成し、消防法第5条の3に該当することから12月23日16時00分までに除去するよう、12月22日20時20分当該店長に対し、吏員命令を発令、命令書を交付し、その場で建物入口部分に標識を設置した。なお、灯油のポリタンクと一部のダンボールは即時除去したが物件が大量であり、その一部は少量ではあるが他のテナント関係者のものである可能性があるとの申し入れがあったため、建物所有者への連絡も考慮し履行期限を翌日とした。

次の日、履行確認のため出向したが、完全には是正されていなかったことから命令した状況を建物所有者に伝えようとしたが、当該建物にはおらず現地にて電話で伝えたところ建物に駆け付け、両名で当該物件を除去し、命令は履行された。

(2) 事案②

ア 違反状況

2階階段室内の共用部に段ボールやゴミ袋など可燃性の物品(4号物件)が存置されていることを確認した。

イ 是正結果

2階には2店舗が入居していたことから、物件の所有者について聴取すると、テナントBの店

長が、自身の店の物であると供述した。「火災予防上危険であり消防法第5条の3に該当する」旨を説明後、その場で命令書と標識を作成、当該店長に対し、12月22日19時30分までに除去するように、12月22日19時20分に吏員命令を発令、テナント入口に標識を設置して公示し、9分後に命令は履行された。

【事例3】

(1) 違反の状況

立入検査時に非常階段の3階から4階部分に大量の段ボール、ビールケース、プラスチック容器、パーティション、掃除用品、電灯などが存置されていた。

(2) 是正結果

3階と4階のテナントから物件の所有者を確認したところ3階のテナントが所有する物件であることが確認された。

当該店長に対し「火災の予防上危険であるとともに避難に支障があること」を説明後、標識を見せ、物件が撤去されるまでの間貼付することを説明したところ、当該店長から「それは勘弁して

【歳末特別警戒】 繁華街夜間特別査察

西見沢地区消防事務組合 消防本部・消防署 電話22-4301

最近の管内・管外の火災被害の状況を鑑み、歳末特別警戒中である本市において、繁華街における火災予防、火災被害の軽減等を目的として、飲食店ビルの避難経路、防火戸付近等の物件存置の確認及び火気の取扱い状況の確認のため、立入検査を実施しています。

下記事項に注意し、火災予防にご協力をお願いします。

①避難管理の徹底 ②放火防止対策 ③火気管理の徹底
※ ページを翻くと、各項目に関するチェックポイントが記載されています。

① 避難管理を徹底しましょう！！

物を置かない! (Do not put anything!)

避難施設
Evacuation facility
避難経路が確保されていることを確認してください。

常時閉鎖防火戸
FIRE DOOR
常時閉鎖状態を確保してください。

自動閉鎖防火戸
FIRE DOOR
自動閉鎖状態を確保してください。

【チェックポイント】
 避難口や避難階段が容易に見える。 日頃から、階段の位置を確認している。
 お客様に避難通路の説明をする。 階段、避難口、避難通路に物品が置かれていない。

② 放火防止対策をしましょう！！

【チェックポイント】
 フライヤーやガスレンジは、過熱防止装置付のものを使用している。
 火気使用中に持ち場を離れていない。
 火気と可燃物等の間は安全な距離を保っている。

③ 火気管理を徹底しましょう！！

【チェックポイント】
 フライヤーやガスレンジは、過熱防止装置付のものを使用している。
 火気使用中に持ち場を離れていない。
 火気と可燃物等の間は安全な距離を保っている。

リーフレット



令和4年度北海道支部道央地区協議会違反是正実務研修

下さい。急いで撤去します。」と弁明があったが、「早急な是正については、感謝します。しかし、物件の存置が現にある以上、危険が継続することから命令します」とき然として対応した。

当該店長に対し、口頭にて命令を発令したところ、立入検査に同行していた建物管理人も協力して当該物件を除去するなど即時に改善に向けて動き始め、命令書及び標識を作成中に命令は履行された。

当該ビルに対しては、その後、所有者に対して再発防止を指導した。

特別査察を振り返り

繁華街夜間特別査察を終え後日、北海道管内及び空知管内の各地方紙に記事が掲載された。

その内容の一部に「査察で確認した不備については、その場で改善を求めたほか、2施設には文書による行政命令も行った」と掲載されていた。

消防長の夜間特別査察前の出発式における訓示「火災を1件でも減らし、火災被害を最小限に食い止められるよう、我々消防職員が、動き目につくようにすることにより、ビルオーナー、飲食店経営者、従業員などの関係者、または、利用客、市民に対して、火災注意喚起につながると思っている」を振り返り、現場における対応とともに、このような情報発信が、管内の市民に対する火災注意喚起に繋がると実感した。

これから

令和4年度の繁華街特別査察は2年目を迎えた。令和4年度も吏員命令3件を発令し、いずれも是正された。また、前年度に命令した建物については、適切に維持管理がなされていることが確認された。

また、違反公表制度が開始される際にあった重大違反対象物はほぼ是正され、査察隊結成後54件が是正された。是正に至るまでには、建物関係者との折衝が長時間におよぶことも多々あり、加えて威圧的な言動や怒号を受けたり、嫌がらせ行為を受けたりすることで、苦痛な時間を過ごすこともあったが、その中でも楽しめる要素を少しでも見出すことで、苦痛な経験を有意義な経験と感じられるようになった。

当組合は令和4年4月1日で組合発足50周年を迎えた。次の50年へ繋ぐため、「やるべきことを目的に応じて適切に遂行すれば、人命を救えることに直結する」ことを念頭に、組織全体で今後とも業務に励んでいく所存である。

これからも、北海道の各消防本部と情報共有を図りながら、当組合の違反是正・予防指導の確立を構築していきたい。

「予防は攻める、警防は護る。すべての活動が人命救助！」